

国立成育医療センター個人情報保護委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、国立成育医療センター保有個人情報管理規程の趣旨に則った個人情報保護業務の適正な企画、管理及び運用を図ることを目的として、国立成育医療センター保有個人情報管理規程第7条規定に基づく個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に必要な事項を定めるものである。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、国立成育医療センターにおける個人情報保護に関連した業務について審議し、運営会議に対し報告する。

2 委員会は、審議にあたっては、会議及び委員会規程第15条第1項の規定に基づく情報システム委員会、医療情報管理委員会、診療情報開示委員会、倫理委員会及び遺伝子検査運営委員会と連携し、必要な調整を行うこととする。

(委員会の構成)

第3条 委員は、運営部長、運営部次長、副院長、研究所副所長、看護部長をもって構成するものとする。

2 委員長は、運営部長とする。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が委員の中から指名する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の職員を出席させることができる。

(委員会の内部組織)

第5条 委員長は、必要があると認めるときには、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、運営部庶務課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。